

規制改革・民間開放推進会議
重点事項推進ワーキンググループ
外国人分野担当サブワーキング

平成 18 年 7 月 13 日
厚生労働省

< 意見交換テーマ2 > 「外国人介護福祉士の就労制限の緩和等」

1. 去る6月2日(金)に開催した当会議重点事項推進ワーキンググループに貴省より提出された資料に記載された「介護労働者数は2004年において約100万人となっており、」「(2014年の)介護労働者の供給については、学卒者、有資格者で就労していない者、定着促進を考えると、170万人(年間7万人程度増)は可能である。」「したがって、介護労働者については将来的にも不足しない」との部分に関連して、2004年と2014年の労働力人口の状況を、それぞれ総数を示して概観すると共に、以下の点について具体的にお示し頂きたい。

- (1) 年齢別の労働力人口
- (2) 男性・女性別の労働力人口
- (3) 労働者供給の増加が予想される分野と減少が予想される分野のそれぞれ3分野程度の例示と各労働力人口(増加が予想される分野に含まれる介護分野は、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、無資格者の別毎に人数もお示し頂きたい。)

(回答)

2004年の労働力人口は6,642万人、2015年の労働力人口は6,535万人と見込んでおり、全体としては、約10年間で約110万人減少するものと見込んでいる(雇用政策研究会報告(2005年7月)より)。

なお、2014年の労働力人口については、当局では推計していない。

(1)、(2)について

性、年齢別の労働力人口は以下のとおり(雇用政策研究会報告(2005年7月)より)。

(単位:万人)

		2004年	2015年	増減
男女計	計	6,642	6,535	▲107
	15～29歳	1,389	1,170	▲219
	30～59歳	4,292	4,232	▲60
	60歳以上	960	1,133	173
男性	計	3,905	3,810	▲95
	15～29歳	752	634	▲118
	30～59歳	2,553	2,448	▲105
	60歳以上	599	727	128
女性	計	2,737	2,726	▲11
	15～29歳	636	536	▲100
	30～59歳	1,739	1,785	46
	60歳以上	361	405	44

(注)表の数値は、四捨五入の関係で総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。

(3)について

将来の産業別就業者の見通しについて、増加が予想される分野、減少が予想される分野とそれぞれの就業者数(2015年)は、以下のとおり(雇用政策研究会報告(2005年7月)より)。

<増加が予想される分野>

- ・医療・福祉(介護分野を含む) 約650万人(約120万人増)
- ・飲食店・宿泊業 約410万人(約60万人増)
- ・金融・保険・不動産業 約280万人(約50万人増)

<減少が予想される分野>

- ・その他の製造業() 約420万人(約150万人減)
- ・電気機械器具等製造業 約130万人(約70万人減)
- ・農林水産業 約240万人(約50万人減)

()「その他の製造業」とは、製造業のうち食料品・飲料・たばこ製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具等製造業、輸送用機械器具製造業、精密機械器具製造業以外のものをいう。

介護分野の需給については、ごく粗い見通しを行うと、

- ・介護労働者の需要について、2014年に要介護者数、介護保険利用者数、後期高齢者数の増加と同様に伸びるとすると、138～156万人程度(年間4～5万人程度の増加)となる。
- ・また、介護労働者の潜在的な供給について、

学卒の介護分野への就職者数(2004年で約5万人)で4～5万人程度は見込まれること

現在就労していない介護福祉士の有資格者で復帰する者が毎年1万人程度見込まれること

介護分野の高い離職率を1～2ポイント改善することにより、1～2万人程度見込まれること

その他、ホームヘルパーについては計算に入れていないが毎年30万人以上資格取得者数が増加していること

などを踏まえると、2014年には170万人程度(年間7万人程度の増加)となり、供給余力は常に需要を上回ることが見込まれ、実際の労働者はそれらのバランスで決まることとなる。

(別記様式)

[. 4]

項目	4 外国人分野 【問題意識】
修正案	平成 17 年に日本人の 人口が減少 出生数が死亡数を下回り、人口が自然減に転じたことが人口動態統計を通じて明らかとなった状況にあって、
修正理由	人口動態統計では、出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の人口動態事象を把握するものであり、「人口」そのものは把握していない。 以上より、出生数と死亡数の関係から導かれる自然増減についての記述に修正願いたい。

(別記様式)

[章] → 外国人分野

項 目	【問題意識】
修 正 案	法務副大臣「今後の外国人の受入れ等に関するプロジェクト」や副大臣会議厚生労働副大臣主宰「外国人労働者問題に関するプロジェクトチーム」といった場でも行われ、
修 正 理 由	表現の適正化のため。

(別記様式)

[章] → 外国人分野

項 目	【問題意識】
修 正 案	しかしながら、外国人の受入れに係る現在の政府方針である「第9次雇用対策基本計画」(平成11年労働省告示第084号)に代わる政府の公式見解が示されるまでには至っていない。
修 正 理 由	外国人の受入れに係る現在の政府基本方針を変えるべき状況にあるとは考えられず、それが変更されるべきという前提に立った記述は不適切である。

(別記様式)

[章] → 外国人分野

項 目	【問題意識】
修 正 案	一方で、 <u>優れた外国人研究者・技術者等の</u> 高度人材と呼ばれる優秀な人材を巡る国際的な競争の激化が指摘される中、
修 正 理 由	高度人材の意味するところをより明確にするため。

(別記様式)

[章] → 外国人分野

項目	【具体的施策】 (2) 専門的・技術的分野の外国人労働者の範囲・要件の見直し 外国人社会福祉士・介護福祉士の就労制限の緩和【平成 18 年度検討、結論】
修正案	——外国人社会福祉士・介護福祉士の就労制限の緩和【平成 18 年度検討、結論】—— 現在、外国人が社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年 5 月 26 日法律第 30 号)に基づいて我が国の社会福祉士・介護福祉士の国家資格を取得しても、出入国管理及び難民認定法にはその資格を有していることのみを要件として認められる在留資格は規定されておらず、例えば、留学生として我が国の大学の福祉系学部を卒業した外国人が在留資格「人文知識・国際業務」を得て就労が認められる場合があるとの実態にとどまる。この他、介護福祉士の受入れに関しては、フィリピンとの E-P-A (Economic Partnership Agreement: 経済連携協定) 交渉において、4 年制大学卒業を要件とする候補者を「特定活動」資格で我が国に入国・在留させ、日本語研修や国家資格取得の面で便宜を図る内容で大筋合意に達している。 高齢化の進展に伴い、介護分野は労働力需要が高まると予想されることから、サービスレベルを充実させる質の高い人的資源を確保する観点より、また、留学生の我が国での就職を支援する観点より、産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案しつつ、外国人社会福祉士・介護福祉士の受入れを検討し、結論を得るべきである。 なお、外国人社会福祉士・介護福祉士を受け入れることとする場合には、その方策として「専門的・技術的分野に追加」、「新たな受入れ制度の創設」といったことが考えられるが、前者については規制改革・民間開放推進 3 年計画(再改定)において既に定められている「『技術』、『人文知識・国際業務』の要件緩和」との事項にて掲げた、「客観的に技術、技能レベルを評価しうる資格制度等を通じて現状と同等の専門性、技術性を確保しつつ、学歴・実務経験要件を緩和することが可能とされた分野については随時措置する」との観点も踏まえつつ検討を行うべきである。 在留資格「企業内転勤」における範囲等の見直し【平成 18 年度検討、結論】(略) 現在は専門的・技術的分野とは評価されていない分野における外国人労働者の受入れ【平成 18 年度検討開始】(略)

修正理由	1 介護福祉士については、6月2日のヒアリングの際に提出した資料にあるとおり、業務の性格、受入れに伴う労働市場への悪影響等を勘案すれば、「専門的・技術的分野」として外国人を積極的に受け入れるべき分野には該当しない。 2 サービスレベルを充実させる質の高い人材資源の確保という視点からの検討については、外国人を受け入れることがなぜサービスレベルの充実につながるのか不明であるところ、むしろ介護福祉士の資格取得者で就労していない者も国内に多数存在しており、これらの者を活用することが重要である。また、留学生の我が国での就職の支援という視点からの検討については、大卒だから無条件に就労が認められるものではない。あくまで卒業後「専門的・技術的分野」として認められている在留資格に該当する場合に限って就労を認めているに過ぎない。 3 「人文知識（・国際業務）」の在留資格に該当する活動は、人文科学の分野に属する大学レベルの専門知識を必要とする業務であり、外国人が当該業務に必要な知識に係る科目を専攻して大学等を卒業している場合に認められているところ、社会福祉士資格の如何に関わらず、これに該当する限り就労が認められており、あえて資格に着目して受入れを検討する必要性はない。
-------------	--

(別記様式)

[章] → 外国人分野

項目	【具体的施策】 (2) 専門的・技術的分野の外国人労働者の範囲・要件の見直し 現在は専門的・技術的分野とは評価されていない分野における外国人労働者の受入れ
修正案	我が国の経済・社会の更なる活性化を図る観点から、現行の出入国管理及び難民認定法上の在留資格や「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令」(平成2年5月24日法務省令第16号)に該当しない外国人労働者の受入れについて<u>その問題点にも留意しつつ</u>検討すべきである。例えば、(一) 我が国の高等学校卒業相当以上の学歴、(一) 日本語検定2級以上合格、(一) 該当の分野における一定の実務経験、(一) 技能実習の修子(技能検定3級以上合格)といった要件を入国前に充足し、我が国の状況を知悉しており、入国後比較的早期に産業界等での活躍が展望され、社会的な統合も期待できる外国人に、適法な労働者としての在留資格を付与することを検討する。 なお、技能実習修子との要件についての検討に当たっては、我が国の大学・大学院で学位を取得した留学生が、在留資格の変更により我が国で就労して実務経験を積むことを認めてきたことが寄与し、アジア域内における「人材開発と還流」を進める上で重要な役割を担ってきたことと同様の視点に立って検討すべきであるが、現行制度下で技能実習を修子した外国人が、我が国で得た能力を帰国後に十分発揮できているかといった点についての実証的な検証などが同時に必要であると考えられる。 また、数量割当・国別規制・職種別規制などの予防的な事前規制、予想を超える人数が移入してきた場合の緊急避難的な事後規制を定期的・臨時的な閣議決定を通じて行うなど、国内の労働需給や地域の雇用失業情勢などが適切に反映される仕組みについても検討を進め、日本人の雇用機会を確保しながら、これと補完的に外国人政策が実施されるような制度の在り方を検討する。 併せて、東アジア各国とのEPA交渉における人の移動については、<u>EPA締結促進の観点から、係る事項に関連し、専門性が的・技術的分野認められるものについては、人数枠の設定、日本人と同等の労働条件の確保、必要な場合の日本語研修や能力開発の実施を条件とするなど、労働市場への影響等を考慮した上で、その円滑かつ適正な受入れを検討する積極的に図るものとする。その際には、その適正な受入れのためのし、当該地域における総合的な人材開発と移動に関する戦略を併せて検討する。同時に、二国間で柔軟な形で協定を締結し、外国人労働者の権利の保護と義務の履行を図るための法的措置についても検討を進める。</u>

修正理由	1 外国人労働者の受入れを拡大することについては、国内労働市場への影響のみならず、教育、住宅、地域コミュニティとの摩擦等、国民生活全般にわたる影響及びその社会的コストの負担の問題も生じるものであり、「その問題点にも留意しつつ検討」と修正すべきであり、受入れ拡大を前提とした記述は不適切であるため。 2 また、「人材開発と還流」及び「当該地域における総合的な人材開発と移動に関する戦略」に関しては、1の問題に加え、地域内に巨大な潜在的流入圧力が存在していることにも留意する必要がある。また、国際協力の観点から行う技能実習制度については、制度本来の目的が達成できているか否かといった観点から実証的に検証することは必要であるが、これを制度趣旨とは異なる外国人労働者受入れと連動させて検証するのは適切ではない。 3 なお、人的交流を目的とした大学・大学院卒業の留学生の受入と技能移転を目的とする技能実習制度は、趣旨・観点が異なるだけでなく、特に、技能実習制度の到達目標は、大学等卒業と全くレベルを異にする（工業高校卒業程度）ものであり、並べて議論することは不適切である。
-------------	--